

# 路上喫煙禁止区域の見直しについて

## 1 概要

- ・ 「岐阜市まちを美しくする条例」（以下「条例」という。）に基づき、喫煙の禁止を重点的に推進する区域を「路上喫煙禁止区域」（以下「区域」という。）に指定している※<sup>1</sup>（第 11 条第 1 項）。
- ・ 健康増進法の改正（以下「改正健康増進法」という。）により、令和元年 7 月 1 日から、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや患者、妊婦が主たる利用者である「第一種施設」※<sup>2</sup>では、原則敷地内禁煙※<sup>3</sup>となったことから、市役所新庁舎建設による周辺街区の整備にあわせて、**条例と改正健康増進法による規制範囲が重なる区域の指定を解除する。**
- ・ 現市役所本庁舎及び南庁舎については、今後の方向性が決まるまで、引き続き区域とする。

※ 1 区域内では、専門の職員がパトロールし、違反者には 2,000 円の過料を科している。

※ 2 第一種施設：学校、病院、**地方公共団体の行政機関の庁舎等**

※ 3 必要な措置がとられた屋外の喫煙場所では喫煙可。禁煙場所で喫煙した場合、施設の管理権原者や行政（健康増進法の所管部署）による指導・命令により是正を求め、それでも応じない場合は 30 万円以下の過料が科される。

## 2 指定解除の手続き（条例第 11 条）

- ・ 区域の指定を解除する場合は、関係機関、関係団体及び市環境審議会の意見を聴くものとする。
- ・ 区域の指定を解除したときは、区域、効力発生日などの事項を告示するものとする。

## 3 現在の区域

①岐阜市中心市街地（平成 20 年 10 月 1 日から）

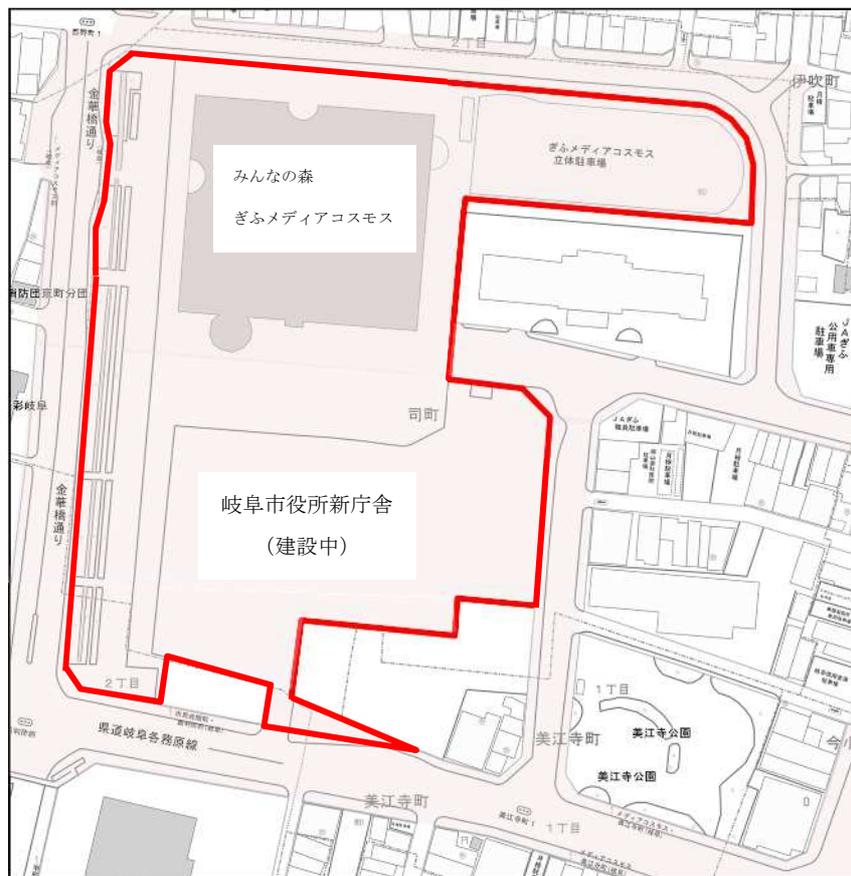
※平成 27 年にみんなの森ぎふメディアコスモス周辺地区、平成 31 年に J R 岐阜駅東地区を追加指定

②金華山登山道、岐阜公園の一部及び川原町界限（平成 23 年 9 月 1 日から）



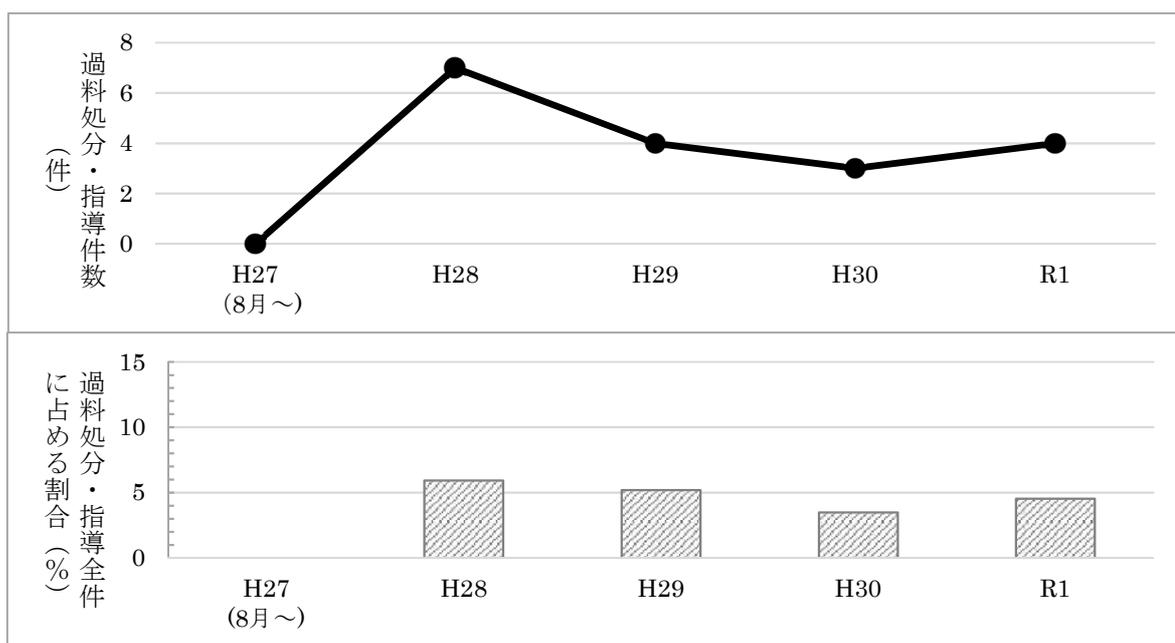
#### 4 区域の指定解除

- 改正健康増進法による第一種施設である以下の太枠内の区域について、指定を解除する。

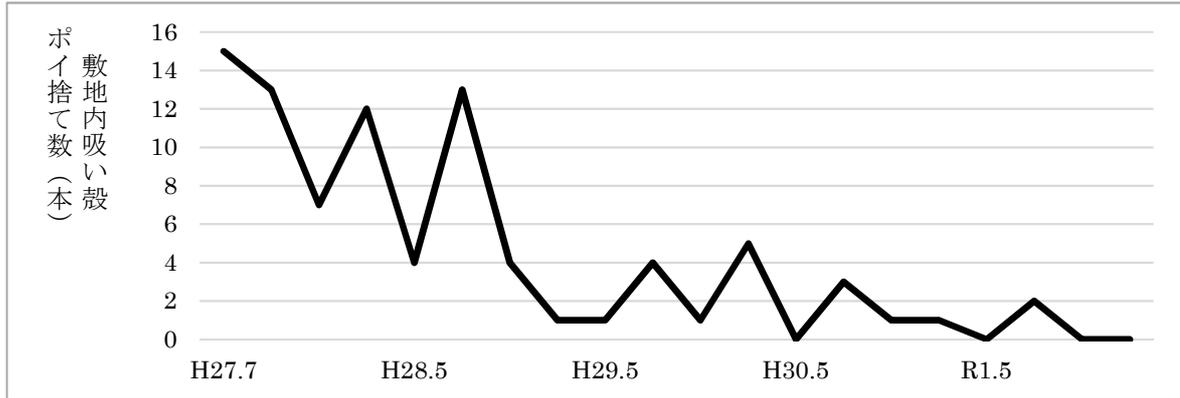


現在の区域

#### 5-1 メディアコスモス敷地内における過料処分・指導状況



## 5-2 メディアコスモス敷地内におけるたばこの吸い殻ポイ捨て数



※禁止区域内9区間における定点調査結果の推移

全件数に占めるメディアコスモス敷地内での過料処分・指導件数の割合は大きくない。また、たばこの吸い殻ポイ捨て数は減少傾向にあり、最近はほとんど捨てられていない。

## 6 今後のスケジュール(予定)

R2	10月30日(本日)	環境審議会での意見聴取
	11月	関係団体への意見聴取
R3	2月	告示
	4月	告示の効力発生